PFOS等の農産物への影響について

（農林水産省ホームページから引用　令和８年9月17日現在）

農林水産省では、PFOS及びPFOA(以下、「PFAS」)について、農地土壌や農業用水から農産物への移行・蓄積に関する研究を継続して行っており、知見の集積に努めています。

Q．土壌や水からの農産物へのPFASの移行、蓄積はどうなっていますか。

A．PFOS又はPFOAの濃度が指針値(PFOS及びPFOAの合計で50ng/L以下)を超えている河川の水を使いコメを栽培した場合、**土壌中のPFOS、PFOAはほとんど玄米には移行、蓄積しない**ことが分かりました。
また、土壌中のPFAS濃度が比較的高いほ場においてバレイショ、キャベツ、ダイコン、ニンジン及びホウレンソウを栽培した場合でも農作物中の濃度は一般的な流通品と同程度の水準であり、**農地土壌中のPFOS及びPFOAの農産物可食部への移行は限定的である**ことが分かりました。

Q．PFOS及びPFOAが指針値を超えて確認された地域で生産された農畜水産物には影響が生じていますか。

A．河川水や地下水から指針値を超えてPFOS、PFOAが検出された地域で生産された**農産物（玄米、大豆、キャベツ、ハクサイ、ホウレンソウ、ブロッコリー、ナス、バレイショ、ダイコン、ニンジン、サトイモ）中のPFAS濃度**を調べた結果、流通品の含有実態と同様に、すべての試料が**分析できる下限値よりも小さいか、検出されたとしても低い濃度**でした。

Q．近隣の河川から指針値を超えるPFOS、PFOAが検出された場合、コメや野菜の栽培は控えた方が良いのですか。

A．農業環境中のPFOS、PFOAの濃度に関わらず、玄米や野菜類（バレイショ、キャベツ、ダイコン、ニンジン及びホウレンソウ）中のPFOS及びPFOA濃度は、国産農産物の実態調査の結果と比較して同程度であり、現時点では、**栽培を控える等の措置が必要との知見は得られていません。**

「食品中のPFASに関する情報」は、
農林水産省ホームページをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/PFAS/index.html

【熊谷市環境政策課作成】